

千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムについて

1 千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムの枠組み

- 県では、県内の重度の強度行動障害のある方が、県内の各地域において必要な支援を受けられるよう民間事業者の協力のもと、市町村と連携した支援システムを運用している。

(1) 本人に合った暮らしの場へとつなぐ仕組みの運用

県が強度行動障害支援の有識者、民間施設・相談支援事業所関係者、医療関係者等により構成する「暮らしの場支援会議」を設置・運営し、責任をもって、一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へとつなぐ。(令和2年11月に設置し、概ね2か月に1回程度の頻度で開催している。)

- 支援システムの運用の流れ
- ・ 暮らしの場支援会議での実態調査により、障害の特性に合わせた必要な支援を判定する。
 - ・ 暮らしの場の自己決定のため、受入候補施設等において、短期での入所等の機会を提供し、アセスメントを通じて本人の意思を汲み取りつつ、保護者の意向も踏まえ、一人ひとりに合った支援が受けられるよう、暮らしの場支援会議において、受入先を調整する。
 - ・ 受入施設等は、保護者・支援関係者との面談や、短期での入所等の機会を通して、本人の障害の特性や必要となる支援を十分に把握した上で受入れを行う。
 - ・ 暮らしの場支援会議において、受入れ後も定期的に施設等における支援状況の確認を行い、本人の意向に沿わなくなった場合や受入施設等による支援が困難になった場合には、再調整を行うなど、継続的にフォローアップを行う。

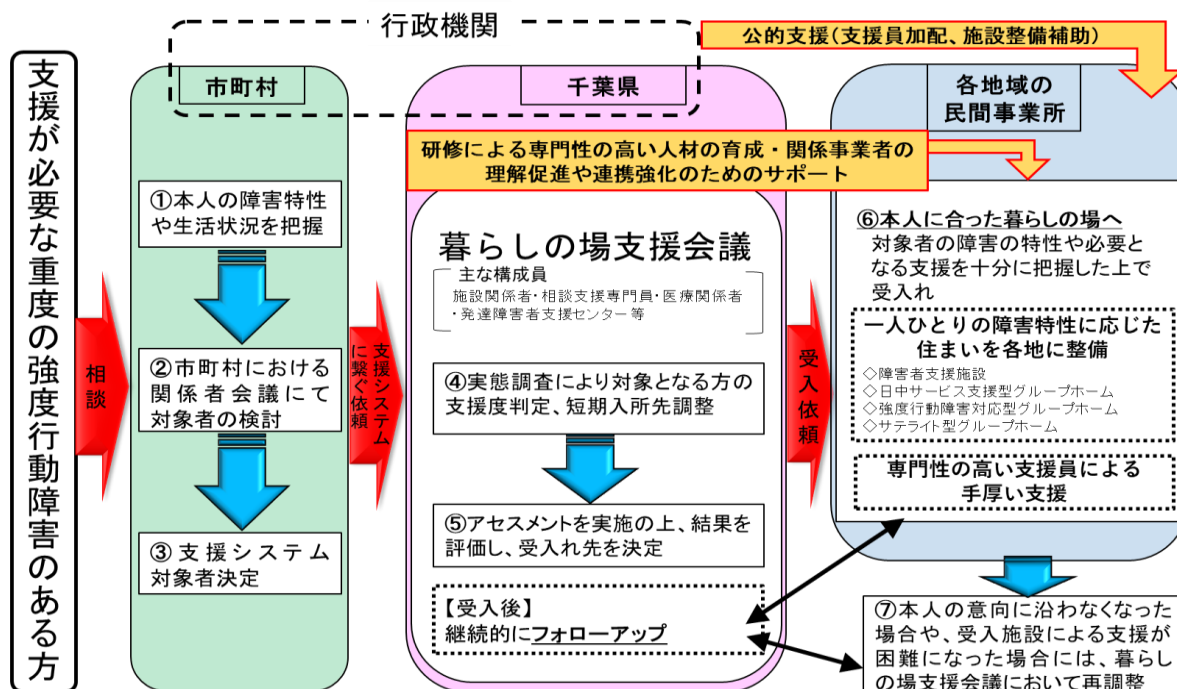
(2) 民間事業者による受入環境の整備への支援

- ・ 民間の入所施設やグループホームなど、一人ひとりの障害特性に応じた多様な住まいをできる限り各地域に分散して確保するため、民間事業者が行う既存施設の改修やグループホームの整備及び支援員の追加配置に対する補助制度を運用している。

(3) 専門性の高い人材の育成

- ・ 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」により、引き続き高度な知識と支援スキルを持った専門性の高い人材を育成し、支援体制の充実を図る。

千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム



2 暮らしの場支援会議における入所調整の流れ

